

平成26年度

事業計画

社会福祉法人 浜松市社会福祉事業団

目 次

1	事務局（法人本部）	1
2	友愛のさと診療所	8
3	療育センター	11
4	子どものこころの診療所	14
5	児童発達支援センター「ひまわり」	16
6	福祉センター	20
7	身体障害者福祉センター	22
8	障害者体育館及びプール	23
9	生活介護・就労継続支援施設「かがやき」	24
10	就労継続支援施設「はばたき」	26
11	障害者生活介護施設「ふれんず」	28
12	地域活動支援センター「オルゴール」	30
13	共通事業	32
14	相談支援事業所「シグナル」	34
15	発達相談支援センター「ルピロ」	36
16	浜松市発達支援広場事業	38

1 事務局（法人本部）

1 経営目標

- (1) 保健・医療・福祉が連携した浜松市の障がい者福祉の拠点施設として、『誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らすことができる』よう専門的で質の高いサービスを提供する。
- (2) 地域の福祉ニーズに的確に対応し、豊かな地域福祉社会の発展に寄与する。
- (3) 継続的なサービスを提供できる健全な経営を行う。

2 経営方針

(1) 浜松市の親子のために

乳幼児期から幼児期にかけての初期の発達の「遅れ」や質的な「歪み」、機能獲得の困難さが生じているあらゆる子ども達とその保護者に向けて、早期からの療育的な介入や支援が重要であるとの考えのもと、浜松市の親子が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう引き続き専門的なサービスを提供する。

(2) 市民のニーズにあった福祉施設の運営

浜松市の障がいのある児者の在宅支援の拠点として、市民のニーズに応える日中活動施設として、「利用者様から信頼していただける質の高いサービス」の提供を目指し、利用者の社会参加や自立の促進、生きがいをづくりを目的とした支援を行う。

(3) 地域から愛される法人づくり

障がい者福祉のさらなる向上に努め、各種事業で培われた医療・福祉サービスについての知識や技術及び情報について、地域住民へ伝えていく場を多く設定し、福祉に対する関心を地域全体で高めていけるように取り組む。地域福祉の拠点施設を運営する法人として住民の方に認知される法人づくりを目指し、豊かな地域福祉社会の形成に寄与する。

(4) 法人運営の自立化及び健全化

医師の安定的な確保による医業収入の増や、福祉施設の安定した運営により自立支援費等収入の増に努める。また、全職員が経営参画意識を持ち、さらなる経費節減に努めて経営基盤の強化を図る。

サービス提供方法の標準化、研修制度の充実等により人材育成をさらに推し進め、「最少の経費で専門的で質の高いサービス提供」ができるよう、法人全体で職員の専門性が十分に発揮できる組織づくりを行う。

3 重点項目

(1) 情報発信の強化

利用者が利用しやすい施設となるよう、また、一層透明性のある経営に取り組むため、事業報告書、決算報告書、監事監査意見報告書を各事業所に配置し、閲覧できるようにする。

また、事業団の事業内容を広く市民に知ってもらうため、「使いやすく、見やすいホームページ」を目指す。

(2) 個人情報保護

個人情報保護基本方針を各事業所に掲げ、利用者へわかりやすく説明することを心がける。基本方針に基づく利用者個人の権利利益保護のため、個人情報の共有化を図りつつ、適正な取扱いに努める。

運用面の維持については、個人情報部会により、法令改正等に速やかに対応する。

(3) 苦情解決

提供するサービスに対する利用者の満足度を高めるため、各事業所に意見箱を設置し、利用者からの意見を随時受け付ける。また、苦情解決部会が中心となり迅速かつ適正な対応を心がけ、利用者個人の権利擁護に努め、利用者が医療・福祉サービスを適切に利用できるよう支援する。

(4) 危機管理

利用者の安全・健康を適正に確保するため、リスクマネジメント部会により危機管理に関する情報を集約、分析し、対応策を検討する体制を維持する。

事故の未然防止を図るため、事故に関する情報だけでなく、ひやりとした経験(ヒヤリ・ハット)に関する情報も集約し、対応策を含めて職場内で共有する。また万一発生した事故に対して迅速かつ適切な初動体制がとれるよう、職員向け研修会の開催、訓練の実施やマニュアルの見直し等を行う。

(5) 防災体制

施設の利用者は移動困難な方が多いことから、台風、大雨、洪水、地震、津波等の、災害発生時の被害を最小限に止め、災害からの復旧に努めることに万全を期す必要がある。

そのため、防災部会により随時防災計画を見直し、定期的に防災訓練を行う(全館同時訓練、施設単独訓練)。また、備蓄用品の更新、整備を行う。

浜松市発達医療総合福祉センターは浜松市との間で福祉避難所として指定される協定を締結していることから、浜松市の避難所運営マニュアルの策定にあわせ、福祉避難所の開設を想定した体制の整備、訓練を行っていく。

(6) 安定した運営基盤の確立

平成26年度は平成24年度に策定した事業団改革プラン最終年度となるため、3年間の取り組みの成果を検証し、効率的な事業運営による充実した市民サービスの展開と安定した経営基盤の確立に向け、新たなプランの策定に取り組む。

(7) コンピューターシステムの更新

コンピューターシステムの更新に伴い、運用管理ソフトを導入し、適切な運用及び資産管理を行うとともに、個人情報の流出を防ぐため情報のセキュリティ対策を行う。また、グループウェアを導入することにより、職員間の情報共有やコミュニケーションの効率化を図る。

新規

4 主な事業

項 目	事 業 内 容
(1)理事会・評議員会	理事会・評議員会を概ね年2～3回開催する。(5月、3月)
(2)監査	監事による定期的な監査を年2回行う。(5月、11月)
(3)諸規程の制定・改廃	法改正、その他社会情勢の変化等に合わせた諸規程の制定・改廃等を行う。
(4)事業・会計の統括	事業計画、予算のとりまとめ、事業報告、決算による検証作業や相談、助言を行う。 また、顧問税理士事務所の指導のもと、安定した経営を行うための経営分析を行い、必要な場合には改善を行う。
(5)人事・労務管理	顧問社会保険労務士や産業医の指導のもと、働きやすい職場環境づくりに努める。 また、ワーク・ライフバランス、男女共同参画の推進等に努める。
(6)社会保険・労働保険 ・給与計算事務	法令改正等により、複雑化する社会保険、労働保険制度に適切に対応するため、社会保険労務士事務所に委託し、社会保険・労働保険に関する諸手続き並びに給与計算事務を行う。
(7)職員の福利厚生	被服等の貸与、健康管理、その他福利厚生を行う。
(8)会議・委員会	経営会議、調整会議を毎月2回程度開催する。 倫理委員会を概ね年3回開催する。(7月、11月、2月)

5 人材育成(職員研修計画)

(1)事業団職員としての基本的な考え方や姿勢を身につけるとともに、各職員の立場や役職、携わる専門分野の知識や技術を深め、質の高いサービスの維持・向上を図るため、内部研修、外部研修を実施する。

なお、内部研修の実施にあたっては、静岡県社会福祉協議会の社会福祉事業振興のための助成金等を活用する。

(2)新規採用職員については、事業団職員としての心構えや職務遂行能力の早期習得を図り、職場に早く順応できるようチューター(指導員)を配置し、指導及び助言を行う。

(3)定期的に「外部研修報告会」を実施し、研修内容を他の職員に還元する。報告会を聴講する職員が、様々な研修の内容を知り、情報の共有をすることにより、職種間の連携を円滑にし、利用者のニーズに的確に応えられることを目指す。

(4)職務上の課題に積極的に取り組み、法人全体のサービスの質の向上及び充実と職員の専門性の向上に資することを目的に「全国社会福祉事業団職員実践報告・実務研究論文」に応募し、入選を目指す。

また、法人内部で実施する「事業団職員実践報告・実務研究発表会」にて取り組みの成果を発表する。

研修分類		研修内容	対象者
内 部 研 修	新採職員研修	規程、組織、沿革、事業内容、 福祉制度について他	新規採用職員
	階層別研修	若年層職員研修	20歳代～35歳未満の一般職員
		中堅職員研修	35歳以上の一般職員
		主任研修	主任
		上級職員研修	所長・主幹・施設長・副主幹等
	テーマ別研修	接遇・ビジネスマナー研修	全職員
		コミュニケーション向上研修	全職員
		部会・委員会関係研修	全職員
	各種専門研修	発達医療総合福祉センター職員 研修	発達医療総合福祉センター職員及び 希望職員
		子どものこころの診療所職員研修	子どものこころの診療所職員及び希 望職員
		福祉センター職員研修	福祉センター職員及び希望職員
		療育センター職員研修	療育センター職員及び希望職員
		シグナル職員研修	シグナル職員及び希望職員
		ルピロ職員研修	ルピロ職員及び希望職員
		外部研修報告会	全職員
実践報告・実務研 究	福祉実践発表会	福祉施設職員	
	事業団職員実践報告・実務研究 発表会	全職員	
外 部 研 修	管理・経営・人材育成・交流関係研修		管理職、担当者他
	監査関係研修		監査担当者
	会計事務研修		財務担当者
	福祉施設職員 階級別研修	新任職員研修	新規採用2年以内の一般職員
		中堅職員研修	経験年数2年以上の一般職員
		指導的職員研修	主任
		施設長等運営管理職員研修	施設長等
	業務資格関連研修	相談支援従事者初任者研修	相談支援事業所及び福祉施設の職 員等
		サービス管理責任者等研修	サービス管理者等の候補者
		相談支援従事者現任研修	相談支援専門員
		サービス管理責任者等現任研修	将来のサービス管理責任者等
		社会福祉士実習指導者講習会	社会福祉士実習担当者
	専門研修等	各種学会	対象者
		専門分野研修、講演会	対象者
		視察	対象者
部会・委員会関係研修		部会・委員会担当者他	

基本理念

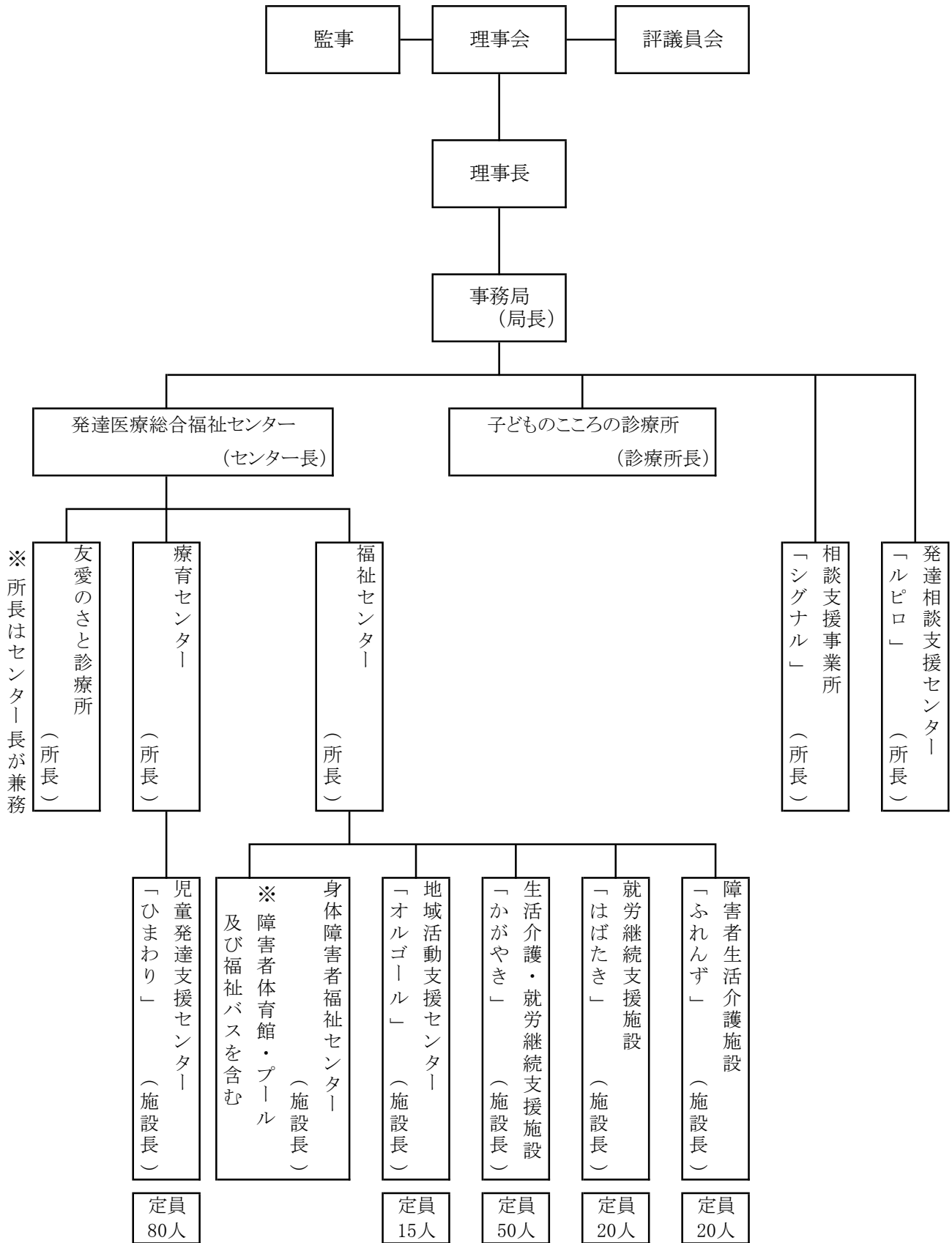
(1) わたくしたちの役割

ともにあるく
あなたがいい
あなたでいい
でも、せいっぱいおてつだいするから
もっとすてきなあなたになろうよ

(2) わたくしたちの願い

人は一人では生きられません。他の人と関わり社会性を養ってこそ人として生きられるようになります。障がいのある子もない子も、障がいのある人もない人も、お互いを尊重しそれぞれが一人の人間として「その人」らしく生きていくことができる社会、それがわたくしたちの願いです。

7 組織図



8 職員配置予定人数

施設等 職種	事務局長		事務局長		発達医療総合福祉センター								子どものこころの診療所	計
	シグナル	支援事業所	発達相談支援センター	友愛のさと診療所	療育センター	福祉センター								
						児童発達支援センター	身体障害者福祉センター	地域活動支援センター	生活介護・就労継続支援施設	就労継続支援施設	障害者生活介護施設			
支援員	1	5 (2)	5 (1)	3 (3)	1 (3)		3 (1)		2 (2)	6 (7)	2 (2)	6 (8)	2 (4)	36 (39)
医師					3 (12)								2 (7)	5 (19)
薬剤師							1							1
保健師		1	2											3
看護師					4		1					1 (1)	1	7 (1)
臨床心理士				3 (3)		4 (5)	2 (1)						2 (8)	11 (17)
診療放射線技師					1									1
臨床検査技師					1									1
言語聴覚士						3 (1)							3 (1)	6 (2)
理学療法士						3						1 (1)		3 (1)
作業療法士						3	1							4
視能訓練士						1								1
管理栄養士							1 (1)							1 (1)
保育士			1				10 (25)						1	12 (25)
計	1	6 (2)	8 (1)	6 (6)	10 (15)	14 (5)	17 (29)	1 (6)	2 (2)	6 (7)	2 (2)	7 (10)	11 (20)	91 (105)

※ 注1 ()内の数字は非常勤医師、再雇用職員、準職員及び臨時職員の人数で外書き
 ※ 注2 産休・育休の代替職員は含んでいない。

2 友愛のさと診療所

診療科目	診療日
小児科	月～金曜日
精神科	月～金曜日
整形外科	第2・第4金曜日
眼科	月曜日
耳鼻いんこう科	第1・第3火曜日

1 運営方針

医師の専門性や採算性等の理由により、他の医療機関での診療が困難となっている児童精神医学領域および小児神経医学領域の患者に対して、「浜松市の親子のために」をスローガンに専門医療サービスの提供を適性かつ円滑に行っていく。

また、浜松市の各専門機関や行政機関と緊密な連携を行い、社会的信頼を得るとともに社会貢献に努める。

2 重点項目

(1) 診療体制の拡充:受診待機者を解消するために

常勤医師3名体制の確保及び非常勤医師の充実

常勤医師確保及び非常勤医師の充実により、診療体制を拡充し、受診待機患者の解消を目指す。

また、浜松医科大学の協力を得て、児童精神科・小児科の非常勤医師の派遣を継続し、精神科・小児科外来の診療体制の充実を図る。

(2) 地域連携の拡充:「この地域の子ども達がよりよいサポートを得るために」

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門職を他病院に定期的に派遣し、小児リハビリテーション分野の連携の底上げ・拡充を目指す。

(3) 訓練・指導内容の充実のために

①理学療法士による重症心身障がいのある児(者)に対する効果的なリハビリテーションの実施

姿勢管理や呼吸介助・排痰介助の指導、パーカッションベンチレーター等の使用による呼吸機能の維持、整形外科治療やボトックス治療との連携を図り、生活の質の向上を目指す。

②言語聴覚士による摂食・嚥下機能障がいのある児(者)に対する摂食・嚥下訓練・指導の充実を図る。また、学童期の吃音児に対する小集団支援を実施する。

③作業療法士による発達障がいのある児(者)に対する感覚統合訓練等の充実を図る。

④臨床心理士による発達障がいのある児の家族に対するペアレント・トレーニングを実施する。

(4) 短期入所事業

重症心身障がい児(者)を対象とした「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)による障害福祉サービス「医療型特定短期入所サービス」の提供を開始する。

新規

3 主な事業

3-1 診療事業

項目	事業内容	計画件数等			
(1) 診療事業	一般外来、乳幼児精密検査、予防接種等を行う。	診療実日数	244 日		
		延べ患者数	26,220 人		
		うち新患患者数	570 人		
		精神科	244 日		
			14,236 人		
		小児科	244 日		
			11,180 人		
		整形外科	24 日		
			304 人		
		眼科	40 日		
400 人					
耳鼻いんこう科	23 日				
100 人					
(2) 診療事業 (訓練指導)	総合的な評価に基づき、治療方針を立て、個別訓練・療育を実施する。	個別指導	指導実日数	244 日	
			延べ患者数	18,000 人	
			内	理学療法	3,600 人
				作業療法	3,300 人
				言語聴覚療法	2,400 人
				視能訓練 (指導実日数 140日)	700 人
	臨床心理	8,000 人			
	乳幼児に対する個別・集団指導 (再掲)※理学療法、作業療法、言語聴覚療法が含まれる。 心理グループ支援	早期支援グループ [もぐもぐ・パンダ]	80 回		
			300 人		
		集団指導	① 学童期の発達障がいのある児への小集団療育[SSTグループ]	40 回 320 人	
			② 青年期前期の発達障がいのある男子小集団支援[ゲームクラブ]	2 回 32 人	
			③ 次年度就学を控えた発達障がいのある児の小集団支援[学校ごっこ]	6 回 36 人	
			④ 学童期から青年期の発達障がいのある女子小集団支援[ガールズクラブ]	5 回 30 人	
⑤ 発達障がいのある児の親支援[HF-ASDおしゃべり会・OB会グループ]			18 回 112 人		
⑥ 発達障がいのある児の親への育児支援[ペアレント・トレーニング]	24 回 120 人				

項目	事業内容	計画件数等
	ピアクラブ 作業療法、言語聴覚療法の個別指導を終了した学童期の小集団指導	43 回 350 人
	学童期吃音児への小集団支援	7 回 70 人
(3) 薬局	院内処方 院外処方	80 件 4,300 件
(4) 各種検査	診断に基づき、各種検査等を行う。	ア X線検査 150 件 イ 脳波検査 100 件 ウ 聴性脳幹反応検査 30 件 エ 聴力検査 15 件 オ 言語発達検査 100 件 カ 超音波検査 5 件 キ 血液検査 200 件 ク 尿検査 50 件 ケ 検査記録の管理 随時 コ 検査機器、検査室の整備維持管理 随時

3-2 医療型特定短期入所事業

浜松市から医療型短期入所事業を受託し、医療的ケアが必要な重症心身障がい児(者)を対象に、日中預かり(短期入所サービス)を行う。	213 人
---	-------

新規

4 自主事業

項目	事業内容	計画件数等
専門性向上のための普及・啓発事業	ハンディのある子を支える、保育・教育・地域への支援研修及び連携事業	高度な専門性を持つ外部講師を招いた研修会及び保育者同士の交流会の実施 1 回 40 人
	高度な専門性を持つ外部講師を招聘した研修を実施	① 外部講師を招いたリハビリテーションや療育に関わる実技指導及び講演会の実施 1 回 80 人
		② 外部講師を招いた研修会及び事例検討会の実施 (ABA研修会) 3 回 120 人
		③ 外部講師を招いた作業療法実技指導の実施 6 回 24 人
		④ 外部講師を招いた言語聴覚療法指導の実施 新規 4 回 24 人
特別支援学校訪問指導事業	理学療法士、作業療法士による西部特別支援学校、浜北特別支援学校への訪問指導 学校生活における姿勢調整、作業活動、環境配慮等の指導の実施 12 回 60 人	

3 療育センター

1 運営方針

在宅の障がいのある児へリハビリテーションサービス及び地域療育を推進していく中核施設として、心身に発達遅れや障がいのある子ども、あるいはその疑いがある子どもとその家族を対象に、総合的、系統的な医学的発達援助と療育支援を行い、子どもの自立に必要な能力の開発を図り、障がいの早期発見、早期療育に努める。なお、これらの一連の発達援助を進めるにあたっては、各関係機関と密接に連携し、地域社会に信頼される療育と支援に努める。

2 重点項目

(1) 幼稚園・保育園及び学校への支援

① 教育委員会と協働で行っている「発達教育研修」について

臨床心理士による発達障害に関わる市内の教員研修の一部を、教育委員会からの要請を受け、協働で行う。

- ・小学校・幼稚園の現場へ出向き、発達障がい児にも理解しやすい小学校・幼稚園、教育のあり方について研修協力を行っていく。
- ・教育センターで開催される研修に講師を派遣する。
- ・発達支援学級担任研修として、教育委員会主催による講義及び児童発達支援センター「ひまわり」への実習受け入れ等の研修を実施する。

② 園・学校等訪問支援

市内の特別支援学校を中心として専門的な指導・配慮が必要な児のより良い環境づくりのため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、ケースワーカー等を派遣し、助言を行う。

また、一般の園・学校等への訪問支援を充実させる。専門的な指導・配慮が必要な児のより良い環境づくりのため、児童発達支援センター「ひまわり」で受託する「浜松市保育所等巡回支援事業」を活用し、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、ケースワーカー等の専門職及び医師と専門職で構成する専門家チーム等を派遣し、支援方法の助言や技術支援を行う。

③ 当センターの患児が通園・通学している教育機関への面談や訪問支援を実施する。

④ センター職員の意識及び技能向上のため、年1回以上の研修(講演会等)を実施する。

(2) 児童発達支援センター「ひまわり」との連携協力

① 児童発達支援センター「ひまわり」における早期親子介入

就園前の発達障がいのある子ども及びその疑いのある子どもへの早期親子介入を「児童発達支援事業」と「浜松市発達支援広場(施設型)」と位置づけ、児童発達支援センター「ひまわり」親子通園部門における療育について、臨床心理士による専門職の視点から親子グループへの支援を行う。

② 児童発達支援センター「ひまわり」の日中活動への集団指導

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による児童発達支援センター「ひまわり」に通う児童の日中活動への集団指導を実施する。

③ 児童発達支援センター「ひまわり」の保護者への支援

臨床心理士が、保護者支援の一環としてひまわり父母の会への講義および支援を行う。

3 主な事業

項目	事業内容	計画件数等		
(1) 教育機関等への支援事業	ア 作業療法士による訪問療育指導	集 浜松市から依頼を受け支援する 団 発達相談 6 回 12 人		
	イ 教育機関への支援	個 保育園、幼稚園への相談・訪問支援	随時	
		別 小学校、中学、高校への相談・訪問支援		
		集 保育園、幼稚園への相談・訪問支援		
		団 小学校、中学、高校への相談・訪問支援		
	エ 特別支援学校への支援	個 発達医療センターでの関係機関連絡会 別 (保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校)	180 件	
		集 教育委員会との研修 団 「発達教育研修」	14 回	
ウ 保健師への支援	集 保健師への研修 団	随時		
(2) 療育施設への支援	エ 特別支援学校への支援	個 理学療法士、作業療法士、臨床心理士、視能訓練士による相談・支援事業	35 人	
		集 理学療法士、作業療法士、臨床心理士、視能訓練士による相談・支援事業	14 回 85 人	
	イ 教育機関への支援	個 臨床心理士による児童発達支援センター「ひまわり」の利用者への相談・支援を行う。	30 人	
		集	理学療法士による児童発達支援センター「ひまわり」の利用者への日中活動の相談・支援を行う。	36 回 72 人
			理学療法士による障害者生活介護施設「ふれんず」の利用者への日中活動の相談・支援を行う。	12 回 24 人
		団	作業療法士による児童発達支援センター「ひまわり」の利用者への日中活動の相談・支援を行う。	22 回 110 人
作業療法士による生活介護・就労継続支援施設「かがやき」の利用者への日中活動の相談・支援を行う。	12 回 24 人			

項 目	事 業 内 容	計画件数等
	臨床心理士による児童発達支援センター「ひまわり」の利用者への相談・支援を行う。 児童発達支援センター「ひまわり」親子通園部における保護者とのグループワークを行う。	5 回 150 人 100 回 800 人
(3) 児童相談所との連携	虐待における関係者会議 (虐待会議、ケース情報交換会)	5 回 40 人
(4) 親子交流あそび広場 (うずらちゃんひろば)	発達の気になる子とその保護者に遊びの場を提供し、保護者が相談できる機会も設ける。 また、おもちゃの貸出やプレイポールの開放等を行う。	開催回数及び参加人数 30 回 720 人 個別相談件数 30 件 おもちゃ貸出 30 回 プレイポールの一般貸出 60 回 420 人

4 子どものこころの診療所

診療科目	診療日
精神科(小児科)	月～金曜日

1 運営方針

- (1) 幼児期から学童・思春期にいたる発達障害や情緒障害を治療する専門機関として質の高い医療を提供する。
- (2) 医師による治療方針のもと、臨床心理士や言語聴覚士等による療育を実施し、子どもの症状の改善を図る。
- (3) 地域の教育機関・医療機関・福祉施設やその他の関係機関と連携を密にし、障がいがあっても安心して地域で生活できるよう、専門的知識を有する職員が適切な支援を行う。

2 重点項目

- (1) 診療体制の拡充:受診待機者を解消するために

安定した医師の確保により、医師4名による診療体制を維持するため、浜松医科大学及び国立病院機構天竜病院と連携を図る。

- (2) 言語聴覚療法利用者の増加に対応するため、言語聴覚士を増員し、訓練の枠数を増やすことにより利用者に必要な訓練頻度を確保する。また、言語聴覚士間で、綿密なカンファレンスを行い、訓練の質の向上を目指す。 **拡充**

- (3) 言語聴覚療法利用者に対し、現在のニーズのみならず、今後の就園・就学等を見据えた言語コミュニケーション機能発達の為に必要な支援・環境調整を行う。

- (4) 臨床心理士によるペアレント・トレーニング及びペアレント・トレーニング修了後のフォローアップの充実を図る。

- (5) 心理療法において個別のニーズに応えるため、本人向けのプログラムとして、感情コントロール、就学準備などの充実を図る。 **拡充**

- (6) 信頼性の高い医療サービスを提供するため、受診患者より情報収集を積極的に行い、他部門との連携を図ることでスムーズに診察が行えるシステムの改善を図る。

また、インテーク技術のスキルアップ、医療福祉制度について常に最新の情報を提供できるようにする。

3 主な事業

項目	事業内容	計画件数等	
(1) 診療事業	一般外来を行う	診療実日数	244 日
		延べ患者数	17,000 人
		うち新患患者数	732 人
(2) 診療事業 (訓練指導)	個別指導 総合的な評価に基づき、治療方針を立て、個別訓練を実施する。	指導実日数	244 日
		延べ患者数	5,112 人
		内 言語聴覚療法	3,200 人
	内 臨床心理	2,512 人	
	集団指導 ペアレント・トレーニング(臨床心理士による養育者への集団指導)を実施する	指導実日数	147 日
		実施回数	334 回
延べ患者数		748 人	
(3) 薬局	院外処方	5,128 件	
(4) 各種検査	診断に基づき、各種検査等を行う	ア 聴力検査	10 件
		イ 血液検査	10 件
		ウ 検査記録の管理	随時
		エ 検査機器の整備維持管理	随時
(5) その他の事業	インテーク面接(初診時間診)	650 件	
	他機関との連絡調整	随時	

5 児童発達支援センター「ひまわり」

[根拠法令：根拠法令等：児童福祉法第43条第1号、浜松市日中一時支援事業実施要綱、
浜松市保育所等巡回支援事業実施要綱]

		定員	法定配置基準	所定配置基準	職員配置 予定人数	事業所管理者	児童発達支援 管理責任者	合計
毎日 通園部	重症心身障がい児	10	4:1	3:1	6	1	1	8
	身体・知的・発達障がい児	60	4:1	4:1	24	兼務	1	25
親子通園部		10	-	(身体は3:1)	9	兼務	1	10
保育所等訪問支援・園・学校等訪問		-	-	-	兼務	兼務	1	1
合計		80	4:1	3:1	39	1	4	44

		開所日数	延べ利用者数	契約者数	1日平均利用者数	稼働率(%)
毎日 通園部	重症心身障がい児	230	2,300	16	10	100.0
	身体・知的・発達障がい児	230	13,800	72	60	100.0
親子通園部		230	2,330	135	10	101.3
合計		230	18,430	219	80	100.2

※毎日通園部は、年齢、障がい程度、発達状況に応じて「きらきら」(知的障がい児・発達障がい児)学年別3クラス、「ぽかぽか」(重症心身障がい児・身体障がい児)2クラスで編成する。

1 運営方針

心身の発達に遅れのある就学前の幼児を対象に、利用児への発達支援と保護者への療育支援及び地域の子ども達への発達支援を行う。また、利用児の身体及び精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に指導・援助を行うこととする。なお、これらの支援を進めるにあたっては、各関係機関と連携し、地域社会に信頼される療育と支援に努める。

2 重点項目

(1) 児童福祉施設の一つである「児童発達支援センター」として、児童発達支援、保育所等訪問支援等を実施し、利用児及び地域の子ども達への支援を積極的に行う。

また、前年度から浜松市が児童発達支援センターに委託している「浜松市保育所等巡回支援事業」を活用し、障がい児等を保育・教育する機関からの依頼により、専門職(保育士、臨床心理士、ソーシャルワーカー等)を派遣して支援方法の助言や技術支援等を行う「園・学校等訪問支援」を充実させ、地域の中核的な療育支援施設として、地域の子ども達への発達支援を強化する。

(2) 日常生活における基本動作の指導援助と集団参加への支援に重点を置き、利用児一人ひとりの発達支援に取り組む。

(3) 職員の研修体制の強化を図り、療育知識と療育技能を高めていく。

(4) 療育目標

- ①生活リズムを整えながら丈夫な身体作りをしていく。
- ②自分でできることを増やす。
- ③人や物とのかかわりを育む。

3 主な事業

3-1 児童発達支援事業

《毎日通園部》

項 目	事 業 内 容
(1) 療育指導	朝・帰りの会、クラス活動(散歩、戸外遊び、感覚あそび、音楽あそび、造形等)、合同活動(リトミック、マラソン、誕生会)、問題行動への対応、機能向上援助他
(2) 衛生管理・健康管理	健康観察、医療的ケア、身体測定、定期健康診断、尿・ぎょう虫検査、歯科検診
(3) 家庭との連携	生活連絡カードによる情報交換、おたより帳の記入、施設便り発行、家庭訪問、個人面談
(4) 家族支援	参観会、懇談会、保育公開日、家族交流会、保護者会(くすの木)、父親支援(パパ倶楽部)等への支援、講師派遣
(5) 地域との交流	地域の保育園との交流保育を行う
(6) 進路相談支援	市教育委員会指導主事の講演会、特別支援学校の体験入学・見学会、就学校との連携・移行支援会議

時 間	日 課
8:30	開所、送迎バス運行
10:00 ~ 11:30	「ひまわり」着、朝の会 設定活動
12:00 ~ 13:00	昼食、昼休み
13:00 ~ 14:00	設定活動(絵本、集団遊び等)
14:00 ~ 15:00	帰りの会、水分摂取、排泄
15:00	帰宅、送迎バス運行
17:15	閉所

《親子通園部》

(ア) 早期介入グループ

グループ名	対 象 者	年 齢	実施回数	グループ数(定員)
すくすく	染色体に異常をもつ児とその保護者	1～2	40回/年	1グループ(10名)
こぐま	肢体不自由児とその保護者	2～3	42回/年	1グループ(10名)
しろくま	なんらかの基礎疾患を持つ児とその保護者	2～3	40回/年	1グループ(10名)

項 目	事 業 内 容
(1) 療育指導	朝・帰りの会、設定活動(サーキット、音楽あそび、造形等)、食事・排泄指導
(2) 保護者支援	個別面接、グループワーク

時 間	日 課
9:30	自由あそび
10:00 ～ 10:30	朝の会、体操、排泄
10:30 ～ 11:00	設定活動(サーキット、音楽あそび、造形等)
11:00 ～ 11:30	おやつ、帰りの会

(イ) 併行通園グループ

グループ名	対 象 者	年 齢	実施回数	グループ数(定員)
ひつじ	幼稚園・保育園へ通園している発達障がい児及びそのリスク児とその保護者	年少～年長	全84回/年	2グループ(10名)
くじら	幼稚園・保育園へ通園している発達障がい児及びそのリスク児とその保護者	年中・年長	全84回/年	4グループ(10名)

項 目	事 業 内 容
(1) 療育指導	始まり・終わりの会、設定活動(運動あそび、音楽あそび、造形、ゲーム等)、生活管理指導
(2) 保護者支援	個別面接、グループワーク

時 間	日 課
14:30	自由あそび
15:00 ～ 15:30	始まりの会、机上課題
15:30 ～ 16:00	設定活動(サーキット、音楽あそび、ゲーム等)
16:00 ～ 16:30	おやつ、帰りの会

3-2 保育所等訪問支援事業

事業内容	計画件数等
保護者の申請により、併行通園グループを利用している児等に対し、支援計画に基づいて訪問支援スタッフが訪問し、安定した園生活を送るために児童に必要な助言や支援を行う。	135 人

3-3 保育所等巡回支援事業

事業内容	計画件数等
障がい児等を保育・教育する機関からの依頼により、専門職(保育士、臨床心理士、ソーシャルワーカー等)を派遣して支援方法の助言や技術支援等を行う。 また、市内の障がい児通所支援事業所に対して支援方法の技術的指導を行う等、地域の中核的な療育支援施設として、地域の子ども達への発達支援を行う。	190 回

3-4 発達支援学級担当教育研修

事業内容	計画件数等
浜松市教育委員会より依頼を受け、新しく発達支援学級を担当した教員の資質の向上を図るため、発達支援学級の経営・児童生徒の理解・教育課程の編成や指導法について、児童発達支援センター「ひまわり」にて実習及び事例検討を行う。	25 人

4 自主事業

日中一時支援事業「すずらん」

項目	事業内容	計画件数等
放課後支援事業	浜北特別支援学校の重症心身障害の生徒の放課後等の活動の場を確保し、障がいのある生徒の家族の就労支援及び障がいのある生徒を日常的に介護している家族の一時的休息を図る。	196 日
	毎週月～金曜日午後1時30分～午後5時 (学校の休業日を除く。)	431 人

6 福祉センター

1 運営方針

福祉センターは市民のニーズに応える日中活動施設として、「利用者及び地域から信頼していただける質の高いサービスの提供」を目指し、事業を実施する。

2 重点項目

(1) 安定した施設運営のために

- ①新たな利用者の積極的な受け入れのため、障害者相談支援事業所や特別支援学校等との連携を充実させる。
- ②送迎車両の増車及び送迎ルートの見直しにより、利用しやすい環境を整備する。

(2) 利用者様から信頼されるサービス提供

- ①笑顔で明るく接することで明るい雰囲気作りを心掛け、安心して日中活動を過ごしていただけるよう支援に努める。
- ②利用者やご家族との面談を通じて意思を尊重し、将来像を見据えたサービスを提供する。
- ③利用者アンケート(利用者満足度調査)を継続して実施し、この結果及びアンケートでいただいたご意見をもとに、さらなる利用者サービスの改善と向上に努める。

《実施施設》

生活介護・就労継続支援施設「かがやき」

就労継続支援施設「はばたき」

障害者生活介護施設「ふれんず」

地域活動支援センター「オルゴール」

児童発達支援センター「ひまわり」

《目標値》

各施設平均評価点4.2点(5点満点)

(3) 地域から信頼される施設運営

- ①医療、療育スタッフ等専門職との連携による福祉サービスの提供

民間では受け入れの難しい医療的ケアが必要な利用者等の受け入れ支援を行う。

- ②施設職員の専門研修の充実

さまざまな障がい特性を持つ利用者へ質の高いサービスを提供するため、「福祉実践発表会」、「ケースカンファレンス」、障がい者虐待防止等の「施設職員研修」を実施し、職員の専門性を高めていく。

③地域の福祉人材の育成

社会福祉士や介護福祉士などの専門職をめざす学生実習を積極的に受け入れ、福祉人材の育成に努める。

④ボランティアの受け入れ

施設利用者の生活と地域の交流の充実を図るため、各施設のボランティア担当職員が協力し、ボランティアの受入を行う。さらに、ボランティアの活動意欲を高め、継続して参加することができるように、ボランティアの交流会を実施する。

(4) 中学生福祉体験の受け入れ

福祉教育の一環として中学生福祉体験を受け入れ、福祉に対する視野を広げてもらう。

(5) 福祉サービス第三者評価の実施

福祉施設が提供しているサービスの見直しや改善等福祉サービスの質の向上を目指し、福祉サービス第三者評価を実施する。

(6) 災害対策

備蓄食料や備品を見直し、施設毎で行なっている避難訓練の他、実践に即した避難所体験を実施する。

3 自主事業

	事業内容	計画件数等
福祉講演会	地域住民の福祉への理解と向上に向けた取り組みとして、地域住民や施設職員等を対象に福祉講演会を開催し、住民の福祉への理解や施設との連携の推進を図る。	1回 50人

7 身体障害者福祉センター

[根拠法令等：身体障害者福祉法第 31 条]

1 運営方針

地域の障がいのある人の社会参加、教養の向上、健康の増進を図るため、創作的活動・スポーツ・教養娯楽等の事業を実施する。また、地域社会との交流を図り、レクリエーションのための便宜の供与等の事業を行う。

2 重点項目

(1)身体に障がいのある人を対象とした講座のほか、親子で参加できる講座を新設する。

新規

(2)親子スイミングの回数を増やし、通年で実施する。

拡充

3 主な事業

項目	事業内容		計画件数等	
(1)機能訓練、教養の向上	教養の向上や技術の習得、趣味・余暇活動の充実を支援するため、各種講座を開催する。	編み物	全 8 回×3 期 定員 20 人	24 回 336 人
		囲碁	全 5 回×3 期 定員 10 人	15 回 60 人
		カラオケ	全 8 回×3 期 定員 20 人	24 回 384 人
		水泳・スポーツ	全 8 回×3 期 定員 20 人	24 回 240 人
		書道(2 クラス)	全 8 回×3 期 定員 20 人	48 回 480 人
		健康吹き矢	通年 定員 15 人	16 回 200 人
		英会話	通年 定員 10 人	16 回 160 人
		フラワーアレンジメント・押し花・写真・等	通年 定員 12 人	22 回 236 人
		障がい者スポーツ「ボッチャ・ミニ大会」	全 1 回 定員 24 人	1 回 24 人
		親子クッキング等	通年 定員 10 人(5組)	5 回 50 人
		親子スイミング	通年 定員 10 人(5組)	22回 220人
(2)レクリエーションのための便宜の供与	講座OBグループへの継続活動支援		51 回 612 人	
(3)地域との交流	障害者週間等の作品展示 (浜松市役所・西区役所・遠鉄百貨店)		3 回	
	利用者及び地域の親子を対象として浜松 16 ミリ映写技術協会と「夏休み 16 ミリフィルム上映会」を実施する。		2 回	
	ボランティアとの交流会を実施する。		1 回	
	中学生福祉体験の受け入れをする。		5 回	
(4)作品募集	浜松市内全域の障がいのある人から全国身体障害者総合福祉センター主催の「障がい者による書道・写真全国コンテスト」の作品を募集し、とりまとめを行う。		1 回	

8 障害者体育館・プール

1 運営方針

発達医療総合福祉センター各施設の訓練等による利用のほか、施設の有効利用のため、在宅の障がいのある児者への体育館・温水プールの一般開放及び障がい児者団体への体育館・温水プールの貸出を行う。

2 重点項目

(1)温水プール一般開放は、4月から11月まで月・水・金・日曜日に開放を行う。また、月・水曜日については、開放時間を1時間延長し、午後1時から5時とする。 **拡充**

12月から3月まで月・金曜日に開放する。

(2)体育館・温水プールの予約による団体貸出を行なう。

3 主な事業

項目	事業内容	内容	計画件数等	
(1)センター内利用	発達医療総合福祉センター内の施設・療育における体力づくり、訓練の場として利用する。	体育館	開放日数 延べ利用者数	200日 6,000人
		温水プール	開放日数	100日
			延べ利用者数	2,100人
		(2)市民(障がい児者)への一般開放	「子ども」と「大人」に分けて一般開放する。 また、春休み、夏休みの特別開放を行う。	体育館
温水プール	開放日数			170日
	延べ利用者数			2,200人
(3)障がい児者団体への貸出	事前予約による障がい児者団体への貸し出しを行う。			体育館
		温水プール	開放日数	150日
			延べ利用者数	1,600人

※人数には介助者を含みます。

9 生活介護・就労継続支援施設「かがやき」

[根拠法令等：障害者総合支援法第5条第7項・第15項]

	定員	法定配置基準	所定配置基準	職員配置 予定人数	事業所管理者	サービス管理 責任者	合計
生活介護(パステル)	40	5:1	5:1	9	1	1	11
就労継続支援(グリーン)	10	7.5:1	6:1	2	生活介護と兼務	生活介護と兼務	2
合計	50	-	-	11	1	1	13

	開所日数	延べ利用者数	契約者数	1日平均利用者数	稼働率(%)
生活介護(パステル)	243	10,040	48	41	103.3
就労継続支援(グリーン)	243	2,600	12	11	107.0
合計	243	12,640	60	52	104.0

1 運営方針

利用者の人格を尊重し、一人ひとりが自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう日々の生活の充実に努める。

《基本方針》

- ①障がいのある人とその家族が安心して生活できる場所であること。
- ②さまざまな経験を通じて、より豊かな生活を送れること。
- ③自分の気持ちを表現したり、自己決定・選択をすることを通して、主体的に生活できること。

(1) 生活介護事業

食事や排泄等日常生活の支援、諸活動及び生産活動の機会の提供を行い、利用者が自立した日常生活を営むうえで必要な知識や技能を習得できるよう支援する。活動内容は、利用者及び保護者の意向を尊重するとともに、利用者のそれぞれの障がい特性に合わせた活動カリキュラムを提供する。

(2) 就労継続支援事業 B 型

就労の機会を提供し、仕事を通して個々の心身の発達を促すとともに、社会体験、調理実習、レクリエーション等の機会を提供することで、利用者が社会生活を営むうえで必要な知識や技能を習得できるように支援する。また、作業能力、自立度が向上した利用者に対し、就労継続支援A型事業所、就労移行支援事業所、一般就労等への移行支援を行う。

2 重点項目

(1) 障害者優先調達推進法に基づく草刈業務等の役務業務に、浜北区内施設と連携して積極的に取り組み、地域との交流を深めるとともに、利用者工賃の向上を目指す。

拡 充

(2) 障がい特性に合わせたグループ活動及び個別支援、意思決定支援に重点を置いて取り組む。

(3) 新規利用者(他事業所での利用が困難なケース等)の受入れを行うとともに、利用者に関わる機関(行政、医療機関、他障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等)との連携、情報交換等を積極的に行い、家族支援も含めた包括的な支援に取り組む。

(4) 就労継続支援事業においては、下請作業の共同受注等「はばたき」と連携した支援を実施し、生産活動の幅を広げていく。

3 主な事業

項 目		事 業 内 容
生 活 介 護 事 業	(1) 日常生活支援	個別支援プログラムに基づき、安全で快適な日常生活の支援(排泄、食事等)を実施する。
	(2) 諸活動	体育、音楽、創作、散歩、レクリエーション、部活動等生活に楽しみを感じる余暇支援を行う。
	(3) グループ別活動	障がい特性に応じたグループ別(西部屋G・中部屋G・北部屋G)支援を行う。
	(4) 生産活動支援	自主製品、下請作業活動を通じ、作業意欲の向上を図る。また、アートプロジェクトによる商品開発に取り組む。
	(5) 社会体験活動	買い物、社会体験等を実施し、社会に適応できる力を高める。
	(6) 衛生管理・健康管理	体重・血圧測定、定期健康診断、歯科検診、医師回診等を行う。
	(7) 家庭との連携	連絡ノート、施設便りの発行、保護者面談等を行う。
	(8) 家族支援	行政、医療機関、他福祉施設との連携、情報提供等を積極的に行い、家族も含めた包括的支援を行う。
	(9) 地域との交流	アートプロジェクト、かがやき展覧会等を実施し、かがやきの活動を地域へ発信していく。
就 労 継 続 支 援 事 業	(1) 生産活動・就労支援	発達医療総合福祉センターの建物の清掃業務を一部請負い、利用者が社会参加をする機会を設ける。
	下請業務	地域の企業からの下請作業を行い、就労意欲の向上を図る。
	自主製品製作	地元企業との共同によるエコうちわ、レザー製品等の製作・販売及びアートプロジェクトによる商品開発に取り組む。
	園芸業務	障害者優先調達推進法に基づく草刈業務やセンター内の園芸業務等を請け負う。
	拡 充	
	工賃支給	工賃配分は、固定給、時間給、評価給を併用して支給する。
	(2) 日常生活支援	個別支援プログラムに基づき、社会的自立を目指す上での必要な情報提供や個別支援を行う。
(3) 社会体験活動	食事会、買い物・外食、社会体験、レザー講習会を行う。	
(4) 一般就労支援	就職面接会・職場見学・職場実習等を促進し、一般就労に向けた支援を行う。	
(5) 衛生管理・健康管理	体重・血圧測定、定期健康診断、歯科検診、医師回診等を行う。	
(6) 家族支援	行政、医療機関、他福祉施設との連携、情報提供等を積極的に行い、家族も含めた包括的支援を行う。	
(7) 地域との交流	アートプロジェクト、かがやき展覧会等を通じ、かがやきの活動を地域へ発信していく。また、草刈業務等を地域の福祉施設で共同で取り組むことで交流を深める。	

時 間	《生活介護日課》	《就労継続支援日課》
8:30	開所、送迎バス運行	開所、送迎バス運行
10:00 ~ 10:30	「かがやき」着、トイレ、着替え	「かがやき」着、朝の会、更衣、作業準備
10:30 ~ 11:00	朝の会	清掃
10:45 ~ 12:00	作業、諸活動	受託作業、自主製品製作
12:00 ~ 13:00	昼食、昼休み	昼食、昼休み
13:00 ~ 14:00	作業、諸活動	清掃
14:00 ~ 15:00	更衣、リラックスタイム、帰りの会	受託作業、自主製品製作、レクリエーション
15:00	帰宅、送迎バス運行	帰宅、送迎バス運行
17:15	閉所	閉所

10 就労継続支援施設「はばたき」

[根拠法令等：障害者総合支援法第5条第15項]

定員	法定配置基準	所定配置基準	職員配置 予定人数	事業所管理者	サービス管理 責任者	合計
20	7.5:1	6:1	3	「かがやき」と兼務	1	4

開所日数	延べ利用者数	契約者数	1日平均利用者数	稼働率(%)
243	4,800	29	20	98.8

1 運営方針

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じてその知識及び技術の向上のために必要な訓練及び支援を提供する。

〈基本方針〉

- ①意欲を持って生産活動に取り組むための支援を行う。
- ②職場体験・実習等の一般就労のための支援を行う。
- ③生きがいを持った生活を送るための支援を行う。
- ④生活リズムを作り、健康の維持増進を図る支援を行う。
- ⑤地域社会の中で自立した生活を営むための情報提供と社会参加の支援を行う。

2 重点項目

- (1) はばたきの特色(静かで落ち着いた作業環境)を生かし、身体障がい者以外の障がい者(知的障がい者、発達障がい者、高次脳機能障がい者)の作業体験や利用の受入れを行う。
- (2) 下請作業の共同受注等「かがやき(就労)」と連携した支援を実施し、生産活動の幅を広げていく。
- (3) 利用者が関わる機関(行政、医療機関、他障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等)との連携、情報交換等を積極的に行い、家族支援も含めた包括的な支援に取り組む。
- (4) 作業能力、自立度が向上した利用者に対し、B型施設からステップアップするための就労支援(就労継続支援A型、就労移行支援、一般就労への移行支援)を実施する。
- (5) 軒花を製作・販売している他福祉事業所と連携し、情報交換及び技術交流、共通の課題検討等を行い、安定した製作・販売の基盤作りを行う。 **拡充**
- (6) 喫茶部門、仕入れ販売部門において、新メニュー、新商品を増やし、売り上げ向上に取り組む。

3 主な事業

項目	事業内容	
(1) 社会生活支援	日常生活支援。サークル、体育館利用、社会体験等レクリエーション、余暇活動支援を充実する。 生活の自立、人間関係、健康管理、家庭状況等、利用者・家族のニーズを把握し、関係機関と連携をとりながら、支援を行う。	
(2) 生産活動・就業支援	軒花作業 拡充	祭り軒花「はばたき綵花」の製作、販売を行う。
	陶芸作業	山野草鉢、花瓶、食器、箸置き、陶人形等の製作、販売を行う。
	喫茶作業	喫茶「わいわい」の運営。期間限定メニュー、新メニュー等により売上げ向上に取り組む。
	・仕入れ販売	「はばたき市場」等の定期開催にて、地元農産物、他福祉施設製品の仕入れ販売を行い、地域との連携を生かした販売作業を行う。
	販売	センター内外の販売に積極的に参加し、地域や関係団体との交流を図る。
	共同作業	かがやき(就労)と連携し、作業の共同受注、共同支援を行う。
一般就労支援等	就労ニーズがある利用者については、就職面接会・職場見学・職場実習等を促進し、一般就労や就労継続A型等への移行を目指す。	
(3) 衛生管理・健康管理	身体測定、定期健康診断、歯科検診、医師回診等を行う。 加齢や障がいの進行等による体調の変化に留意し、個別支援計画に反映させていく。	
(4) 家族支援	面談、家庭訪問等でニーズを把握し、利用者の家族を支援する。 関係機関と連携を強め、家族を含めた包括的な支援を行う。	
(5) 地域との交流	作業所連合会「わ」の行事に参加し他施設との交流を図るとともに、作業や販売を通じて地域との交流を深めていく。また、軒花製作・販売を行っている他福祉施設との連携、協力も進めていく。	

時間	日 課
8:30	開所、送迎バス運行
10:00 ~ 10:30	「はばたき」着、朝の会、更衣
10:30 ~ 12:00	体操、作業
12:00 ~ 13:00	昼食、昼休み
13:00 ~ 14:35	作業
14:35 ~ 15:00	帰りの会、更衣
15:00	帰宅、送迎バス運行
17:15	閉所

11 障害者生活介護施設「ふれんず」

[根拠法令等：障害者総合支援法第5条第7項]

定員	法定配置基準	所定配置基準	職員配置 予定人数	事業所管理者	サービス管理 責任者	合計
20	3:1	1.7:1	16	兼務	1	17

開所日数	延べ利用者数	契約者数	1日平均利用者数	稼働率(%)
243	5,100	30	21	104.9

1 運営方針

在宅の障がいのある人に対して、創作的活動等日中活動や生活援助等の支援を行い、利用者の自立と生きがいを高めること及び社会参加を促進することを目的とする。

《基本方針》

- ①利用者一人ひとりの個性を尊重し、生きがいを高めるよう豊かな日中活動や社会参加活動を提供する。
- ②日常生活、社会生活に必要な基本的な生活習慣を身につけ、自立を促すための生活援助を行う。
- ③利用者の健康維持、増進のため家庭や関係機関と連絡をとり支援を行う。
- ④利用者の自主活動や自己決定を尊重した取り組みを支援する。

2 重点項目

(1)身体機能の維持・筋緊張の緩和、安楽な姿勢保持を目指して理学療法士との連携を図り、個々の状況に応じた機能訓練を日中活動に取り入れる。また、リハビリ計画を作成し、定期的にモニタリングを行い、その都度計画の見直しを行う。

(2)生産活動における作業内容を見直し、個々の作業能力に合わせ、利用者のやりがいや満足度を高める。

拡 充

(3)利用者一人ひとりが生きがいや喜びを感じたり、利用者が自己選択できる場を増やすと共に利用者の能力を引き出すように日中活動の充実を図る。

(4)光刺激と共に、音、におい、振動、温度、触覚の素材等、様々な感覚を体験することで、心地良い時間を過ごせるように、利用者の個々に合った日中活動の内容の充実を図る。

拡 充

(5)利用者の健康維持を目指して医師や家族との連携を図り、適切なケアや生活支援を提供する。また、体の異常の予防・早期発見ができるように常に利用者の身体状況を把握していく。

(6)利用者の希望により、利用時間を延長し、利用者・家族のニーズに応える。

3 主な事業

項 目	事 業 内 容
(1) 日常生活支援	移動、移乗、排泄、食事、歯磨き等日常生活に必要な援助を行う。
(2) 機能訓練	理学療法士の指導に基づき、機能訓練・姿勢保持の工夫を行う。 リハビリ計画を作成し、定期的にモニタリングを行ない計画の見直しを実施する。
(3) 日中活動 拡 充	と自主性や自己決定を尊重した活動を支援する。(散歩、製作、カラオ もケ、ドライブ、ゲーム、喫茶、リラックスタイム、大型ジェンガ等) ゆ身体状況や個性を尊重し、満足感や達成感を得られるような活動を支 援する。(散歩、音楽、ゲーム、絵本の読み聞かせ、足浴、手浴、光刺 う激やバランス感覚などの感覚体験、スノーズレン等) 合同活動、シアター鑑賞を行う。
(4) 生産活動支援 拡 充	折り染め製品作り、販売 新製品を開発し、個人の特性や能力に合わせた作業内容を工夫する。
(5) 衛生管理・健康管理	定期健康診断、歯科検診、医師回診等を実施する。バイタルチェック、体位交換、ポジショニングを随時行う。医師の指示のもと、看護師及び研修を修了した支援員が医療的ケアを実施する。
(6) 家庭との連携	毎月の通信、個別面談、連絡帳記入、家族懇談会等を実施し、家庭と連携をとりながら支援を行う。
(7) 家族支援	地域生活を送る上での様々な問題に対して、家族や関係機関と連携をとり支援していく。
(8) 地域との交流	地元企業、他施設との交流を行う。

時 間	日 課
8:30	開所、送迎バス運行
10:00 ~ 10:30	「ふれんず」着、朝の会 水分摂取、健康チェック
10:30 ~ 11:30	午前の活動
12:00 ~ 13:00	昼食、昼休み
13:00 ~ 14:00	午後の活動
14:00 ~ 15:00	帰りの会、水分摂取
15:00	帰宅、送迎バス運行
17:15	閉所 (利用延長希望がある場合18:15閉所)

12 地域活動支援センター「オルゴール」

[根拠法令等:障害者総合支援法第77条第1項、浜松市地域活動支援センターⅡ型事業実施要綱]

定員	職員配置 予定人数	事業所管理者	合計
15	4	1	5

開所日数	延べ利用者数	契約者数	1日平均利用者数	稼働率(%)
246	3,617	70	15	98.0

1 運営方針

浜松市の地域生活支援事業の一つである地域活動支援センターⅡ型事業を受託し、地域において就労が困難な在宅の障がいのある人に、創作活動や機能訓練的活動、買物や外食のための外出等を実施することで社会参加の機会を提供し、利用者が自立した社会生活を営むことができるよう支援する。

また、趣味や見聞を広げることで生活の質を向上させ生きがいを高めることができるよう適切かつ効果的に支援する。

2 重点項目

(1)利用者の「障がい程度」や「特性」に合わせ、必要とされる支援を提供する。

(2)福祉交流会により近隣の小学生に加えて、新たに中学生との交流の機会を設ける。

拡充

(3)他施設との交流や外出などの社会参加の機会を増やすことにより、地域との関わりを深める。

(4)障がい者団体の主催する釣り大会や地域のイベントに参加する。

(5)生活支援の一環として個別の調理実習を行うなどして、自立を支援する。

(6)送迎を行うにあたり安全を心掛ける。

3 主な事業

項 目	事 業 内 容	計画件数等
(1) 日常生活支援	移動、移乗、食事、排泄、入浴、足湯、洗髪などの日常生活支援を行う。	随時
(2) 諸活動	ボッチャ、ストレッチ体操、クッキング(集団・個別)、喫茶タイム、創作的活動等を行い、知識・教養の向上やお互いの交流を深めていく。	
(3) オルゴール教室	各種教室(太極拳、お習字教室、パソコン教室、手芸教室、歴史教室等)を開催し、趣味や見聞を広げたり、技術の向上を目指し、生活の質の向上を目指す。	244 回 1,952 人
(4) 衛生管理・健康管理	体力測定、バイタルチェック等を行い、利用者の健康管理を行う。	
(5) 家族との連携	必要に応じて、連絡ノートによる情報交換を行う。家族相互の交流の場を提供する。	
(6) 社会体験	お花見や絵手紙展見学、美術鑑賞、講習会参加等のための外出をする。買い物体験や外食体験、他施設との交流等により地域に出かけることで障がいのある方が生活しやすい社会を目指す。	
(7) 地域との交流 拡 充	小学生や中学生との福祉交流会、作品募集と作品展示、地域のイベントへの参加	
(8) その他	高校生実習受け入れ、福祉系学生実習受け入れ、ボランティア受け入れ	

時 間	日 課
8:30	開所、送迎バス運行
9:30 ~	自己通所者到着
10:00	送迎車両到着、バイタルチェック
10:30 ~ 11:30	朝の会、日中活動・教室
11:30 ~ 13:00	昼食、口腔ケア、昼休み
13:00 ~ 14:45	日中活動・教室
14:45 ~ 15:00	帰りの会
15:00	帰宅、送迎バス出発
17:15	閉所

13 共通事業

1 主な事業

項目	事業内容																																									
(1) 交通機関の確保	シャトルバス運行	遠州西ヶ崎駅～発達医療総合福祉センター間の無料シャトルバスを運行する。 西ヶ崎駅⇒発達医療総合福祉センター(1日4便) 発達医療総合福祉センター⇒西ヶ崎駅(1日5便)																																								
	福祉バス	浜松駅～発達医療総合福祉センター間を運行する。 (1日1便、車椅子4台利用可) 年間 2,440人																																								
	施設等利用者送迎	市内をコース別に分けて利用者の送迎を行う。利用者の安全確保のため職員1名が添乗する。																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>運行日数(日)</th> <th>実乗車人数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かがやき(生活)</td> <td>243</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>かがやき(就労)</td> <td>243</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>はばたき</td> <td>243</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>ふれんず</td> <td>243</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>ひまわり</td> <td>225</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>オルゴール</td> <td>244</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>243</td> <td>203</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	運行日数(日)	実乗車人数(人)	かがやき(生活)	243	47	かがやき(就労)	243	11	はばたき	243	23	ふれんず	243	20	ひまわり	225	62	オルゴール	244	40	合計	243	203																
施設名	運行日数(日)	実乗車人数(人)																																								
かがやき(生活)	243	47																																								
かがやき(就労)	243	11																																								
はばたき	243	23																																								
ふれんず	243	20																																								
ひまわり	225	62																																								
オルゴール	244	40																																								
合計	243	203																																								
(2) 給食・レストラン	給食においては、普通食以外に嚥下障害を対象としたまとまり食や胃ろう食、肥満を対象としたダイエット食やアレルギー除去食を提供することにより、給食利用児者個々の身体状況に適した給食を提供する。 レストランにおいては、多くの人に利用してもらうことを目的に、メニューの見直しを行い、広く利用を呼びかける等PRに努める。																																									
	ア 栄養給与目標量(給食)																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>エネルギー(kcal)</th> <th>蛋白質(g)</th> <th>脂肪(g)</th> <th>カルシウム(mg)</th> <th>鉄(mg)</th> <th>ビタミンA(ug)</th> <th>ビタミンB1(mg)</th> <th>ビタミンB2(mg)</th> <th>ビタミンC(mg)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成人(普通食)</td> <td>650</td> <td>22.9</td> <td>17.3</td> <td>224</td> <td>2.9</td> <td>259</td> <td>0.42</td> <td>0.47</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>成人(ダイエット食)</td> <td>520</td> <td>18.3</td> <td>13.8</td> <td>224</td> <td>2.9</td> <td>258</td> <td>0.42</td> <td>0.47</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>幼児(普通食)</td> <td>383</td> <td>11.6</td> <td>11.7</td> <td>190</td> <td>1.8</td> <td>149</td> <td>0.23</td> <td>0.26</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>	区分	エネルギー(kcal)	蛋白質(g)	脂肪(g)	カルシウム(mg)	鉄(mg)	ビタミンA(ug)	ビタミンB1(mg)	ビタミンB2(mg)	ビタミンC(mg)	成人(普通食)	650	22.9	17.3	224	2.9	259	0.42	0.47	33	成人(ダイエット食)	520	18.3	13.8	224	2.9	258	0.42	0.47	33	幼児(普通食)	383	11.6	11.7	190	1.8	149	0.23	0.26	15	
区分	エネルギー(kcal)	蛋白質(g)	脂肪(g)	カルシウム(mg)	鉄(mg)	ビタミンA(ug)	ビタミンB1(mg)	ビタミンB2(mg)	ビタミンC(mg)																																	
成人(普通食)	650	22.9	17.3	224	2.9	259	0.42	0.47	33																																	
成人(ダイエット食)	520	18.3	13.8	224	2.9	258	0.42	0.47	33																																	
幼児(普通食)	383	11.6	11.7	190	1.8	149	0.23	0.26	15																																	
	※ 昼食のみの提供となるため、一日の栄養所要量の33%を基準に提供する。																																									

項目	事業内容	計画件数等																												
	イ 施設別給食利用予定数 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>定員</th> <th>年間利用日数(日)</th> <th>1日平均提供食数(食)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かがやき(生活)</td> <td>40</td> <td>241</td> <td>41.0</td> </tr> <tr> <td>かがやき(就労)</td> <td>10</td> <td>232</td> <td>10.1</td> </tr> <tr> <td>はばたき</td> <td>20</td> <td>241</td> <td>17.0</td> </tr> <tr> <td>ふれんず</td> <td>20</td> <td>241</td> <td>17.8</td> </tr> <tr> <td>ひまわり</td> <td>70</td> <td>225</td> <td>64.0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>160</td> <td>241</td> <td>149.9</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	定員	年間利用日数(日)	1日平均提供食数(食)	かがやき(生活)	40	241	41.0	かがやき(就労)	10	232	10.1	はばたき	20	241	17.0	ふれんず	20	241	17.8	ひまわり	70	225	64.0	合計	160	241	149.9	
施設名	定員	年間利用日数(日)	1日平均提供食数(食)																											
かがやき(生活)	40	241	41.0																											
かがやき(就労)	10	232	10.1																											
はばたき	20	241	17.0																											
ふれんず	20	241	17.8																											
ひまわり	70	225	64.0																											
合計	160	241	149.9																											
	ウ その他 給食の摂取状況把握や情報提供等を行う。																													
	エ 栄養相談指導 外来患者の栄養指導、施設利用者の栄養相談等を行う。																													
	オ レストランの利用予定数(年間243日、21,506食)																													
(3) ボランティア活動 受け入れ	発達医療総合福祉センター内でのボランティア希望者の受け入れを行う。	930 人																												
(4) 施設見学	発達医療総合福祉センター全体の見学を希望する団体の受け入れを行う。	8団体 200 人																												
(5) 自動販売機の 設置	利用者に対するサービスの提供のために清涼飲料自動販売機の設置を行う。	6 台																												

2 自主事業

(1) はままつ友愛の さと祭り	発達医療総合福祉センターを開放し、地域の方との交流を深め、発達医療総合福祉センター事業や障がいについて理解を深めてもらうことを目的に開催する。(年1回)
(2) はままつ友愛の さと作品展	発達医療総合福祉センター展示ロビーにて、利用者が製作した作品を展示し、日頃の活動の成果を広く地域の方に発表する。(年1回)

14 相談支援事業所「シグナル」

[根拠法令等：障害者総合支援法第5条第17項、第77条第1項、児童福祉法第24条の28、
浜松市障害者相談支援事業実施要綱]

1 運営方針

地域の障がいのある児者及びその家族の福祉の向上を図り、自立した地域生活を営むことができるよう、生活、療育、教育、福祉、保健、医療に関する各種相談に応じる。専門的職員を配置し、相談支援を適切かつ効果的に行う。

2 重点項目

(1)児童福祉法に基づく障害児相談支援事業所として、障がい児に対する相談支援体制を強化する。
(2)発達医療総合福祉センターの障がい児支援に関する専門的な知識・技術を地域に還元するための窓口としての機能の充実を図る。

①障がい児を保育・教育する機関の要請に応じ、相談員を派遣して支援を行う。また、発達医療総合福祉センターから派遣する専門職及び専門家チームのコーディネートを行う。

②地域の専門職向けの研修会・事例検討会の開催及び出席

(3)重症心身障がい児(者)の県西部のネットワーク構築を図る。

(4)障がい児(者)の居宅及び通所サービスについて、サービス利用計画等を作成する。

3 主な事業

項目	事業内容	計画件数等
(1)障害者相談支援事業	福祉サービスの利用に関する支援	3,200 件 (延べ件数)
	社会資源の活用に関する支援	
	障害や病状の理解に関する支援	
	健康・医療に関する支援	
	不安の解消・情緒安定に関する支援	
	保育・教育に関する支援	
	家族関係・人間関係に関する支援	
	家計、経済に関する支援	
	生活技術に関する支援	
	就労に関する支援	
	社会参加に関する支援	
	余暇活動に関する支援	
(2)相談支援機能強化事業	専門的な知識を必要とする困難ケース等への対応	再掲 800 件
	障害福祉サービス事業所等に対する専門的な指導、助言等に関する業務	55 件
	教育機関・医療機関・企業・自治会等への助言等に関する業務	再掲 100 件

項目	事業内容	計画件数等
(3) 住宅入居等支援事業	障がいのある人等の住宅入居に関する支援を行う。	数件
(4) 成年後見制度利用支援	障害福祉サービスの利用契約の締結等における成年後見制度の利用支援を行う。	数件
(5) 相談支援事業所間の連絡調整	障がいのある児者への相談支援が円滑に行えるよう、他の相談支援事業所との連絡調整を行う。	35件
(6) 指定特定相談支援事業 指定一般相談支援事業 指定障害児相談支援事業	障がいのある児者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、相談に応じ、サービス利用計画を作成する。	470件
(7) 療育事業	インテーク面接	520件
	関係機関面談及び訪問	※

※ (2)相談支援機能強化事業を含む

4 自主事業

項目	事業内容	計画件数等	
家族支援事業	らっこちゃんグループ	運動発達遅滞児の保護者対象の早期育児支援グループを開催する。	1回以上
	きょうだいの会	当事者以外の家族を対象とした講演会・グループワーク等を開催する。	1回以上
啓発事業	発達セミナー	一般市民を対象とした発達等をテーマにした講演会を開催する。	1回
	こども発達セミナー	一般市民を対象としたこどもの発達をテーマにした講演会を開催する。	1回
地域との連携強化事業	療育機関等との連絡会		随時
	重症心身障がい児(者)支援ネットワーク連携強化		随時

5 その他

項目	事業内容	計画件数等
(1) 園・学校等訪問支援	障がい児等を保育・教育する機関からの依頼により、専門職を派遣して支援方法の助言や技術支援等を行う。 また、センター内から派遣する専門職及び専門家チームのコーディネートを行う。	随時
(2) 家庭訪問等個別支援事業	浜松市が障害者相談支援事業所「シグナル」に委託している「浜松市家庭訪問等個別支援事業」において、虐待のおそれのある障害者の家庭に対して、重点的に訪問することにより、家族関係の修復や家庭の不安を解消し、障害者虐待の未然防止を図る。	12件
(3) 他部門への技術支援	施設回診	30回
	施設カンファレンス	10回

15 発達相談支援センター「ルピロ」

[根拠法令等:発達障害者支援法第 14 条、浜松市発達障害者支援センター事業実施要綱]

1 運営方針

発達障がい児者やその保護者・家族に対して、ライフステージに対応した支援を行うために必要な技術、知識の提供とデータの蓄積を行う。

市民や各関係機関職員からの発達障がい児者に対する理解と支援を得られるように、情報発信、啓発、研修を行う。

2 重点項目

(1) 相談待機者の待機期間の短縮と利便性の向上を図るために、土曜日に開所し、相談支援職員を増員し、相談支援事業を充実させる。 **拡充**

(2) 私立幼稚園職員が幼児の正確な発達アセスメントを行い、保育に活かすことができるように、アセスメント研修会を行う。 **新規**

(3) 外国人学校指導者向け研修で、当センターが行うアドバイスの効率性を高めるため、ポルトガル語、スペイン語で利用できるアセスメントシートを作成し、活用する。

(4) 放課後児童会を利用している児童の中で発達障害があるか疑われる児童に関して、放課後児童会職員の当該児童への理解と対応のスキルの向上を図るため、放課後児童会職員向け研修を行う。

新規

3 主な事業

項目	事業内容	計画件数等	
(1) 相談支援・発達支援 拡充	発達障がいのある児者とその保護者・家族からの相談に応じて適切な情報提供や関係機関への紹介を行う。 また、各区役所での相談活動を行う。	3,200 件 (延べ件数)	
(2) 相談支援・就労支援	発達障がい者の就労に関して、職場定着、雇用拡大に向けての取り組みを行う。高校、専門学校、大学、当事者団体との連携による就労に関する啓発活動を行う。		
(3) 関係施設及び関係機関等に対する普及啓発及び研修事業	研修講師派遣	20 回	
	発達障がい児保健師研修会 (計 1 回)	講義	1 回
		事例検討	1 回
		実習	1 回
	発達障がい児保育者研修会 (計 1 回)	10 日間コース	10 回
		公開講座	3 回
フォローアップ研修		3 回	

項目	事業内容	計画件数等	
新規 新規	私立幼稚園職員向け発達アセスメント研修会	3回	
	保育者研修及び保健師研修のために指定する園への訪問	40回	
	就労支援者向け研修会	5回	
	支援者向け研修会	随時	
	放課後児童会職員向け研修会	随時	
	教員向け研修	8回	
	外国人指導者向け研修	5回	
(4) 関係施設・関係機関等の連携	連絡協議会開催	2回	
	連絡協議会への参加(県内・全国・中部北陸ブロック・全国自閉症)	5回	
	調整会議及び 連絡協議会参加	関係機関及び関係施設等 たんぼぼ広場(各広場・子育て支援課)	20回 30回
	各区役所社会福祉課(家庭児童相談室)へのスーパービジョン及び相談や家庭訪問等の同行。	84回	
	機関コンサルテーション	80回	
	相談支援・発達支援に伴う関係機関職員への助言等		
	(5) 個別支援のための調整会議	必要に応じて関係施設・関係機関に依頼する。	2回
(6) 個別支援のための事例検討会	専門医等より、定期的に	発達医療総合福祉センター	1回
	ケースについての指導	子どものこころの診療所	3回
	を受ける。	その他の医療・療育機関	3回
(7) 発達支援広場への技術援助	発達支援広場へ訪問し技術支援を行う。	168回	
(8) 子育て支援広場への技術援助	子育て支援広場へ訪問し技術支援を行う。	随時	
(9) 通訳支援	電話・来所相談支援及び発達検査での通訳業務	500件	
	診療所、園・学校・区役所・関係機関での通訳業務	200件	
(10) 保育所等巡回支援 バックアップ支援事業	児童発達支援センターの園支援への同行と情報交換を行う。	随時	
(11) 園・学校等訪問支援	保育所等巡回支援事業において、障がい児等を保育・教育する機関からの依頼により、専門職を派遣して支援方法の助言や技術支援等を行う。	随時	

16 浜松市発達支援広場事業

[根拠法令等:浜松市発達支援広場事業実施要綱]

たんぽぽ広場

会 場	浜北保健センター	中央保健福祉センター
開催日時	毎週月曜日 午前	毎週水曜日 午前
対 象 者	1歳6ヶ月児健診等で発達の遅れやリスクを示唆された児とその保護者	
定 員	親子20組程度	

施設型

会 場	発達医療総合福祉センター
開催日時	月曜日～金曜日 午前 (1グループ月3回程度)
対 象 者	「たんぽぽ広場」等において就園前の継続的な療育的支援や発達支援が必要と判断された児とその保護者
定 員	親子15組程度(1グループ)

1 運営方針

市内で開催する浜松市発達支援広場事業(たんぽぽ広場7会場、施設型3会場)のうち、たんぽぽ広場2会場と施設型1会場を受託運営する。

対人関係の障がいや精神発達の遅れ等が疑われる児とその保護者に早期療育的アプローチや相談、交流の場を提供し、児及び保護者の状況を把握するとともに、児に必要なと思われる療育の方向性を定め、保護者に適切な助言を行い、理解と受容を促し、適切な時期に適切な療育に結び付けていく場を提供する。

また、専門性の高い職員を派遣することで、早期療育の質をより高め、的確に児と保護者の状況を評価(スクリーニング)し、その児の将来を見据えた支援について助言・指導を行い、次の療育に結び付ける。児と保護者に必要な支援の第一歩となる場を提供する。

2 主な事業

2-1 たんぽぽ広場

項 目	事 業 内 容	計 画 件 数 等		
(1) 発達支援広場 (たんぽぽ広場)	コーディネーター1名、保育スタッフ4名を中心に、メインプログラム、自由遊び、ルピロスタッフとの事後カンファレンスを行い、各児と保護者の状況の把握、支援の方法、方向性について相談を行う。	センター 中央保健福祉	開催回数	40回
			参加組数	65組
			延べ参加組数	700組
			延べ人数	1,400人
		センター 浜北保健	開催回数	40回
			参加組数	65組
			延べ参加組数	700組
			延べ人数	1,400人

項 目	事 業 内 容	計 画 件 数 等
(2) 医師相談日	月1回、発達支援広場の医師相談日を開催し、希望者に医師相談を実施する。	各年12回
(3) 心理相談日	月1回、発達支援広場の心理相談日を開催し、希望者に心理相談を実施する。	各年12回
(4) 親同士の話し合いの会	月1回、発達支援広場参加者の親同士の話し合い日を開催し、話し合いのファシリテーターを親同士の話し合いアシスタントが務める。 親同士の話し合いアシスタントは、発達障がいのある児の親もしくは発達障がいに対する知識を有する人を公募または紹介にて依頼し、親同士の相談に乗る。	各年12回
(5) 研修会・連絡会等の開催	他の発達支援広場関係団体と連携をとり、広場の業務内容や方向性、支援の方法、卒業児の動向等について情報交換を行い、広場の質の向上と統一に向けて相談を行う。	随時

2-2 施設型

グループ名	対 象 者	年 齢	実 施 回 数	グ ルー プ 数 (定 員)
びよびよ	発達障がい児及びそのリスク児とその保護者	1～2	25回/年	1グループ(15組)
ひよこ	発達障がい児及びそのリスク児とその保護者	2～3	各30回/年	4グループ(各15組)

項 目	事 業 内 容	計 画 件 数 等	
(1) 発達支援広場 (施設型)	コーディネーター1名、保育スタッフ3名、臨床心理士1名を中心に開催し、朝の会、メインプログラム、帰りの会、事後カンファレンス、個別心理相談等を行う。実施にあたり、発達の課題に応じた対応を考慮しながら、参加児やその保護者が就園に向けた準備ができるよう、生活習慣の習得や集団生活への適応等を促すプログラムとする。 保護者が児の行動特性による対応に苦慮していることに十分に配慮し、不適切な対応や親子関係の歪みが生じないよう、児に対する保護者の対応や精神面での相談支援を行う。	開催回数	145回
		参加組数	75組
		延べ参加組数	1,457組
(2) 他機関との連携	継続的な支援を行うため、児の特性やその家庭に必要な支援等について、参加児の紹介元機関や今後の通園予定機関と連携を図る。	随時	
(3) 研修会・連絡会等の開催	他の発達支援広場関係団体と連携をとり、広場の業務内容や方向性、支援の方法、卒業生の動向等について情報交換を行い、広場の質の向上と統一に向けて相談を行う。	随時	